

XII 看護技術到達度表について（看護師教育の技術項目と到達目標）

1 看護師教育の技術項目と到達目標

本校では『「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」一部改正』（厚生労働省）において示された、「別表 13-2 看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」に基づき「看護師教育の技術項目と到達目標」を設けた。

この「看護師教育の技術項目と到達目標」に基づき、看護技術到達度表を作成、学内での演習や実習での技術経験の指標として活用し、看護技術の修得を目指す。

2 実習における看護技術

- 1) 実習開始前、項目にある〔■卒業時の到達度レベル〕に照らして技術を体験できるように取り組む。
- 2) 基本的には、対象の身体に直接影響を及ぼす行為はしない。
- 3) 実習前には、対象への責任を自覚し、必要な看護技術が実施できるよう学内で自己練習を行う。
- 4) 経験可能な看護技術は、臨地実習指導者・担当教員と相談しながら取り組む。

3 検査の見学

- 1) 事前学習を行い、知識の確認をする。当日の見学の場合は、事後に学習する。

4 看護技術到達度表の活用方法

- 1) 学生は、臨地実習前・中盤に体験できる看護技術を確認する。臨地実習終了時、実習中に体験できた看護技術について、その到達度を〔■卒業時の到達度レベル〕〈実習〉1～3に照らし、あてはまる項目の欄に記入する。
- 2) 基礎Ⅱ、Ⅲ、地域・在宅ⅠⅡ、成人・老年ⅠⅡⅢ、小児、母性、精神、統合において、看護技術到達度表を活用する。
- 3) 2年次の2月（領域実習②終了時）、3年次の12月（臨地実習終了時）の指定された期日に、学生は、看護技術到達度表のすべての項目について、〔■卒業時の到達度レベル〕〈実習〉1～3に照らし、記入する。その後、学年担当教員へ提出する。
- 4) 提出後、学年担当教員は、入力集計する。その後看護技術到達度表を学生に返却、学生は、各自の技術経験の傾向を把握し、3年次または卒後に活かす。

